

2 事業展開（案） 【計画事業全体版】

基本目標 1 自立・社会参加の促進と障がい理解の啓発

(1) 心のバリアフリーと権利擁護の推進

障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するためには、個人の尊厳を重んじ、人間として生まれながらに持っている基本的人権が尊重される社会でなければなりません。

平成 25 年度に本市が行ったアンケート調査（健常者向け）によると、障がいに関する用語のうち「バリアフリー」についての認知度が高かったのに比べ、関連する「ノーマライゼーション」の認知度はだいぶ低い（20～39 歳を除く）状況にあります。また、「障害者週間」などの用語の認知度もまだ十分とは言えません。

市民一人一人が障がいに対する理解を深め、誤解や偏見に基づく「心のバリア」を取り払うことで、社会的障壁の除去にもつながっていくことから、市民協働による支援が推進されるよう努めます。

① 相互理解・啓発活動の推進

イベントの実施、広報、教育などの方法により、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解するための啓発活動を推進します。また、ボランティア活動などを通じて障がい者への理解と認識を深めることにより、地域の住民が近隣のふれあいの中で障がい者を支えていく地域づくりを目指します。

1 障害者週間における啓発活動（障がい福祉課）

障がい者に対する理解と認識を深めるため、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの障害者週間に、平塚駅周辺でのキャンペーンなど関連するイベントの実施や、市広報媒体の活用などによる重点的な啓発活動を行います。

現 状 (平成25年度)	障害者の日キャンペーン 市庁舎での障がい福祉事業所製品展示即売会・写真展 やまびこ会（自閉症児・者親の会）作品展示会
-----------------	--

	F M湘南ナパサ「健康福祉ふれあい広場」での障害者週間案内
目 標 (平成31年度)	障害者週間を <u>周知啓発する活動を推進します。</u>

2 自立更生した障がい者・更生援護功労者に対する表彰及び啓発 (障がい福祉課)

障がい者の自立更生意欲を高めるとともに、障がい者への理解を推進するため、「社会福祉を考えるつどい」において、自立更生した障がい者や更生援護功労者に対する表彰などを行います。

現 状 (平成25年度)	「社会福祉を考えるつどい」年1回開催 (参加者数：143人) 表彰者数：団体1団体・個人37人
目 標 (平成31年度)	障がい者の自立更生意欲を高め、障がい者理解の推進などに努めるとともに、推薦依頼を行う団体の拡大に努めます。

3 地域福祉活動意識の啓発 (福祉総務課)

障がい者や高齢者などを地域で支え合う意識を向上させるため、地域福祉活動に関する啓発活動を行います。

現 状 (平成25年度)	【目標変更】 福祉村未設置地区(2地区)に対して、福祉村の概要説明と設置に向けた検討を実施 町内福祉村展示会を開催し、地域福祉の必要性や庁内福祉村事業を周知
目 標 (平成31年度)	<u>地域課題に地域全体が気付くような啓発活動が必要です。市民一人ひとりが高い意識を持って地域福祉活動に参加することで、平塚市の地域福祉がより充実したものとなります。地域福祉活動の必要性や意義を伝え、参加意欲を高めるための啓発活動を行います。</u>

4 地域福祉推進事業 (福祉総務課)

地域福祉を推進するために、市民と行政との協働により、地域でお互いに支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設、既存福祉村への支援など、環境整備を推進します。

現 状 (平成25年度)	町内福祉村の新設：2地区(横内・なでしこ) 既設福祉村への委託事業：13地区(松原、花水、港、金田、岡崎、松が丘、城島、大神、八幡、旭南、富士見、旭北、吉沢)
目 標 (平成31年度)	町内福祉村開設数：19か所 既存町内福祉村に対し、事業委託により活動支援を行います。

5 ふれあい教育の推進 (教育指導課)

障がい者など様々な人とのふれあい活動や、豊かな自然環境の中での体験学習を通じて、心身ともに健全な幼児・児童・生徒の育成を目指します。

現 状 (平成25年度)	全公立幼稚園・小中学校で事業を実施 (障がい者とのふれあいなど)
目 標 (平成31年度)	全公立幼稚園・小中学校で事業を実施します。

6 「障がい」表記の普及 (障がい福祉課)

「障害」の「害」の字には、「悪くすること」、「わざわい」などの意味が含まれるため、法令の規定などを除いてひらがな表記を推進し、意識啓発を推進します。

現 状 (平成25年度)	障がい福祉課作成文書の「障がい」表記100% 他課所管の計画等に表記について、表記を推進
目 標 (平成31年度)	<u>法令に基づくもの等を除き</u> 、「障がい」の表記を全庁的に推進します。

7 「はざまの障がい」啓発事業 (障がい福祉課)

アスペルガー症候群や注意欠陥・多動性障がい(AD/HD)、学習障がい(LD)などの発達障がいや高次脳機能障がいなど、近年認識されるようになった障がいに関する市民向けの情報提供や啓発を、当事者団体などとの協働により推進します。

現 状 (平成25年度)	当事者団体などが発行する広報紙の提供による周知啓発を実施
目 標 (平成31年度)	障がい者団体などとの協働による啓発活動 <u>を推進します。</u>

8 手話講座の開催 (障がい福祉課)

より多くの市民が手話に触れる機会を提供するため手話講座を開催し、手話の普及や聴覚障がいに対する理解を推進します。

現 状 (平成25年度)	上級コース全40回開催
目 標 (平成31年度)	習熟度にあわせたコース設定により手話講座を開催します。

9 ボランティアとの協働による事業実施 (障がい福祉課)

障がい者福祉に関するボランティアとの協働により、各種事業を実施します。

現 状 (平成25年度)	ボランティアとの協働 参加したボランティア：67人 (ふれあいキャンプ：13人、心身障がい児者レクリエーション大会：54人)
-----------------	--

目 標 (平成31年度)	参画するボランティア数：70人
-----------------	-----------------

② 権利擁護の推進

人として固有の基本的な人権や財産権など様々な権利が保障されるための啓発活動とあわせ、障がい者を含む判断能力が不十分な方の権利擁護については、(社福)社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や、成年後見制度などを組み合わせて充実を図ります。

また、介護者などによる介護放棄や権利侵害が明らかな場合については、行政措置制度の活用なども含め、迅速に対応するほか、障がい児の権利擁護についても、未成年後見制度の活用も含め、児童相談所などと連携を図りつつ推進します。

10 人権擁護意識の普及・啓発 (人権・男女共同参画課)

障がい者を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指し、人権相談会の開催や人権意識の普及・啓発に努めます。

現 状 (平成25年度)	特設人権相談2回 人権相談22回 人権講演会1回 (平成25年11月14日実施 テーマ「福祉と人権～障がい分野の動向から考える～」 人権キャンペーン2回 (商業まつりでの「人権キャンペーン」、人権週間の「人権街頭キャンペーン」)
目 標 (平成31年度)	人権意識の普及・啓発を推進するため、特設相談会を年1回以上、人権相談を月2回以上、人権講演会を年1回以上、人権キャンペーンを年2回以上実施します。

11 成年後見制度利用支援事業 (福祉総務課)

知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。

現 状 (平成25年度)	市長申し立て：11件(高齢福祉課5件、障がい福祉課6件) コーディネーター検討会(市長申し立て案件の検討)：17回実施 報酬助成：5件(高齢福祉課5件、障がい福祉課0件)
目 標 (平成31年度)	成年後見制度に関し、社会福祉協議会、相談支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等と、制度の周知及び支援を行います。

○ 障害者虐待防止センターの設置 (障がい福祉課) 【新規】

虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援等を行い、障がい者の人

権や各種権利の保護を図るため、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に規定する障害者虐待防止センターを設置します。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>障がい者虐待の通報又は届出に対して、すみやかに事実関係を調査するとともに、障がい者の尊厳が守られるよう適切に対応します。</u>

○ 障がい者への差別解消と合理的配慮（障がい福祉課）【新規】

障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月から施行するのに向け、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の実施について、理解を深めるための取り組みを行います。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>庁内における合理的配慮が適切に行われるよう、理解促進を図るための取り組みを行うとともに、企業等への周知啓発を行います。</u>

(2) 多様な働き方と就労支援

障がいの有無にかかわらず、自らの能力に応じて働くことは、経済的な安定を図るだけでなく、社会参加、自己実現の面からも非常に重要です。

平成25年度に本市が行ったアンケート調査では、障がいのある方の年齢構成が高齢化していることを反映してか、就労を希望しない方がほぼ半数程度を占めています。しかし、平成25年度の県内ハローワークにおける新規求職申込件数を見ると、特に精神障がい者のそれは平成19年度に比べて約2.8倍と急増しており、身体障がい者、知的障がい者を含めて障がい者全体の一般就労への意欲は高まっている状況がうかがえます。

このため、障がい者が、個々の特性や希望にあわせて、福祉的就労を含めた多様な就労を目指すことができるよう、支援を推進します。

③ 雇用・就労の促進

障がい者の就労を促進するためには、障がい者に対する就労支援だけでなく、障がい特性への理解を深め、企業などが積極的に受け入れることが

重要です。

このため、就労相談や特別支援学校との連携を強化するとともに、企業などへの啓発、情報提供を行います。

また、継続的就労を支援する事業により、障がい者の雇用と継続的就労を積極的に推進します。

12 就労相談の促進（障がい福祉課）

障がい者の就労の拡大や職場適応能力の向上を図るため、就労に関する相談、訓練、職場開拓などを行うひらつか就労援助センターへの支援を推進します。

現 状 (平成25年度)	就労相談者数：1,124人 一般就労に結びついた障がい者：58人
目 標 (平成31年度)	毎年度10人以上の障がい者を一般就労へ結びつけることができるよう、ひらつか就労援助センターへの助成を継続します。

13 障がい者福祉ショップ事業（障がい福祉課）【改定新規】

障がい者の自立並びに就労支援及び社会参加の促進を図るために、障がい福祉施策の一環として平塚市庁舎本館内で福祉ショップ事業を実施します。

現 状 (平成25年度)	【改定新規】（「福祉ショップの設置促進」を改定）
目 標 (平成31年度)	<u>平塚市庁舎本館内で実施する福祉ショップにおいて、障がい者の就労訓練の場を提供し、社会参加を進めるとともに、地域社会の一員として働く姿を示すことにより、市民の障がい特性に対する理解と認識を深めます。</u>

○ 障がい者支援施設等からの物品購入等の推進（障がい福祉課）【新規】

「障害福祉サービス事業所等への発注促進に向けた業種別一覧」に記載されている障がい者支援施設等から受注可能な業務において、物品の購入や役務の提供で発注可能なものがあれば積極的な発注を推進します。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>「平塚市障がい者優先調達推進方針」に基づき、庁内の受注可能な業務において、障害福祉サービス事業所等への積極的な発注を促進します。</u>

14 障がい者就労支援強化事業〔地域生活支援事業〕（障がい福祉課）

障害者福祉施設などへ入通所する障がい者の就職を支援するため、障がい者や施設へ一時給付金を支給するほか、継続的就労を支援する事業を新設し、障がい

者の雇用と継続的な就労を支援します。

現 状 (平成25年度)	支給件数：21件
目 標 (平成31年度)	支給件数：12 件

15 障がい者雇用促進に関する啓発活動 (障がい福祉課)

障がい者の就労意欲を高め、障がい者雇用が推進されるよう、講演会などによる啓発活動を実施します。

現 状 (平成25年度)	障がい者就労支援研修会の開催：年3回
目 標 (平成31年度)	障がい者就労に係る啓発講演会を毎年度開催します。

16 特別支援学校との連絡会議 (障がい福祉課)

特別支援学校を卒業する生徒の進路について、特別支援学校・相談支援事業所との関係機関による連絡会議を開催し、就労に向けた取組みを推進します。

現 状 (平成25年度)	【改定新規】 就労支援事業所や就労関係機関・特別支援学校等で構成する障がい者就労支援ネットワーク会議を2回、作業部会（勉強会）を2回開催し、障がい者の就労支援に関する地域連携を図った。
目 標 (平成31年度)	年3回開催

17 勤労情報の提供 (産業振興課)

障がい者雇用促進に向け、障がい者の雇用促進を含めた労働問題の啓発や、障がい者を含めた勤労者への助成制度の活用普及を図るため、労働情報誌などによりPRを進めます。

現 状 (平成25年度)	年1回「勤労ひらつか」で、障がい者雇用率達成のための啓発を実施。また、障がい者雇用に関するセミナーの開催チラシ等を「勤労ひらつか」に同封するなどの周知活動に協力。
目 標 (平成31年度)	障がい者の雇用について、特例子会社の就業に関する情報などを広く収集・整理し、情報提供を推進します。

18 市職員の障がい者採用の促進 (職員課)

市職員について、障がい者の採用を促進します。

現 状 (平成25年度)	雇用率：2.07%
目 標	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率(2.3%)

(平成31年度)	の達成に向け、計画的に採用試験を実施することで2.5%を達成するとともに、庁内業務についての、障がい種別などとの適性を検討します。
----------	---

(3) 発達に支援が必要な子どもへの多面的な支援

発達に何らかの支援が必要な子どもに対し、可能な限り早期から適切な療育支援を行うことは、子どもが自立を目指す上で極めて重要です。

また、核家族化の進行などにより、障がいのある子どもの余暇活動の場や、保護者の介護負担軽減への対応が求められています。

このため、発達に支援が必要な子どもに対する適切な療育支援を強化するとともに、障がいのある子どもたちの放課後や学校休業中の余暇活動、社会適応支援を推進します。

また、障がいのある子どもが、身近な幼稚園、保育所、地域の小中学校においても適切な支援が受けられるよう、人材の育成などを進めます。

④ 療育が必要な子どもへの対応

療育を必要とする子どもとその保護者に対し、可能な限り早期から適切な支援を行うことができるよう、支援体制の強化を図るとともに、療育対応をすることのできる人材の育成に努めます。

19 療育支援体制の強化 (こども家庭課)

発達障がいを含む何らかの障がいを早期に発見することにより、適切な療育を支援できるよう、ライフステージに沿った相談・発達支援などを行う体制を整備するため、支援スタッフの増員など、支援体制の強化を図ります。

現 状 (平成25年度)	配置職員：保健師2人、社会福祉士2人、保育士9人、専門支援スタッフ6人 延べ相談件数：1,613件 経過観察グループ：5グループ、延べ実施回数100回 幼稚園・保育所などへの通園する子どもへの個別支援219回（幼稚園・保育所への機関支援としての回数を含む。）
目 標 (平成31年度)	配置職員：保健師2人、社会福祉士2人、保育士4人、専門支援スタッフ9人 延べ相談件数：760件

	経過観察：4グループ 延べ実施回数：88回 幼稚園・保育所などへ通園する子どもへの個別支援：100回 を目標に、支援体制の強化を図ります。
--	---

20 療育対応のできる人材の養成（こども家庭課）

療育支援が必要な子どもが、身近な地域の幼稚園・保育所などへ通園できるよう、支援の必要な子どもに対応することのできる人材を養成します。また、これらの子どもが通う幼稚園・保育所などへ職員を派遣するなど、効果的な機関支援を行います。

現 状 (平成25年度)	幼稚園・保育所職員などの実習受け入れ：年間延べ5回、44人 幼稚園・保育所などへの職員派遣：年間延べ219回 人材育成：4人（人事交流ではなく、正規保育士の異動として取り扱い）
目 標 (平成31年度)	幼稚園・保育所職員などの実習受け入れ：年間延べ5回、20人 幼稚園・保育所などへの職員派遣：年間延べ180回 人事交流による人材養成：年間1回（交流期間：1年間） 上記を目標に人材養成に努め、身近な地域の幼稚園・保育所などで「園内療育」を行うことができるよう、支援します。

⑤ 特別支援教育の充実

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたち一人一人の特徴に応じ、特別支援学校や、小学校・中学校の特別支援学級、あるいは通級の指導において適切な教育が行われるよう、学習支援を推進します。

21 特別支援学級・教育活動特別扶助事業（教育総務課）

平塚市立小学校及び中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学に必要な経費を補助します。

現 状 (平成25年度)	学校給食費 138人、学用品・通学用品購入費 147人、校外活動費（日帰り）補助 140人、校外活動費（宿泊）補助 86人、修学旅行費補助 17名、交流及び共同学習交通費 16人、通学費（交通費）16人、通学通級費補助 141人
目 標 (平成31年度)	<u>平塚市立小学校及び中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒</u> に対して、就学に必要な援助を行います。

22 心身障害幼児の幼稚園への就園奨励 (教育総務課)

心身障害幼児を幼稚園へ受け入れます。また、心身障害幼児を受け入れている私立幼稚園に対し補助します。

現 状 (平成25年度)	心身障害幼児の就園 市立：5園17人 私立：9園34人（補助単価：年132,000円）
目 標 (平成31年度)	心身障害幼児の幼稚園への就園を推進します。

23 介助員派遣事業の充実 (子ども教育相談センター)

障がいのある子どもの学習や日常生活を支援するため、介助員派遣事業の充実を図ります。

現 状 (平成25年度)	介助員配置：幼稚園13人、小学校47人、中学校15人
目 標 (平成31年度)	介助員配置：78人（幼稚園、小中学校）

24 相談支援チームによる小中学校の支援 (子ども教育相談センター)

教育・福祉など様々な分野から選出された相談支援チームが、小中学校における校内体制を支援し、特別な支援を必要とする子どもへの教育的対応について実践的な支援を推進します。

現 状 (平成25年度)	相談支援チームの派遣回数：42回 相談支援チームが対応した児童生徒数：75人
目 標 (平成31年度)	相談支援チームによる派遣回数：43回

25 ニーズに応じた指導の充実 (子ども教育相談センター)

特別支援学級や通級指導教室（ことばの教室・まなびの教室）等により、障がいのある子ども一人一人の特性に応じた多様な形態による指導の充実を図るとともに、通常の学級における障がい児の理解の促進を図り、障がいのある子も障がいのない子も、共に学び共に育つ教育を推進します。

現 状 (平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級訪問研究会：7回 ・特別支援教育研修会：4回 ・通級指導教室訪問研究会：5回 ・理学療法士の派遣：延べ22回
目 標 (平成31年度)	特別支援学級訪問研究会（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級）： <u>4回</u> 通級指導教室訪問研究会（ことばの教室・まなびの教室）： <u>5回</u> 特別支援教育研修会： <u>8回</u>

⑥ 保育・放課後環境の整備

何らかの発達支援が必要な子どもが、身近な幼稚園・保育所において適切な支援が受けられるよう、人材の育成などを進めます。

また、障がいのある子どもの余暇活動の充実や、保護者の介護負担を軽減する事業の推進に努めます。

26 障がい児タイムケア事業〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課) 【終了】

主に中高生年齢の障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の余暇支援を行い、保護者の就労などを支援します。

現 状 (平成25年度)	年間延べ利用人数：140人
目 標 (平成31年度)	【終了】

27 障がい児保育 (保育課)

集団保育が可能で、保護者の就労などの要件により保育に欠ける中程度の障がい児を受け入れます。

現 状 (平成25年度)	障がい児の保育：公立10園 26人 私立14園 24人 (人事異動により保育士4人をこども家庭課発達支援担当に配置)
目 標 (平成31年度)	障がい児保育を推進するとともに、障がい児へ対応することのできる人材を養成するため、1年間の人事交流による人材育成を行います。

28 体験・交流保育事業 (こども家庭課)

乳幼児健診や育児相談、療育相談などでフォローが必要とされる児童や、児童福祉施設などに通う障がい児を保育所に受け入れることにより、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者への育児支援を行います。

現 状 (平成25年度)	体験保育：1人 交流保育：1人
目 標 (平成31年度)	関係機関との連携を深め、児童一人一人の特性にあった保育の実施に努めます。

29 ファミリーサポートセンターの充実 (保育課)

地域全体で、障がい児を含むすべての子どもの子育てや、子どもの育ちを支援する仕組み作りを推進するため、ファミリーサポートセンターを充実します。

現 状 (平成25年度)	依頼会員：1,019人（うち障がい児37世帯） 支援会員：324人 （会員のうち、依頼会員かつ支援会員：40人） 新規支援会員対象の講習会年2回開催（32人登録） フォローアップ研修会2回、懇談会1回開催
目 標 (平成31年度)	ファミリーサポートセンターを円滑に運営するとともに、支援会員 に対する講習会を年3回以上開催し、資質の向上に努めます。

30 放課後児童健全育成事業（青少年課）

就労などにより日中保護者がいない家庭やひとり親家庭などの児童に対し、放課後や学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を図ります。

現 状 (平成25年度)	研修会：1回 （平成25年10月29日実施 テーマ「発達障害の理解について」） 参加者：78人
目 標 (平成31年度)	年1回、放課後児童クラブ指導員や保護者に対して、障がい児についての研修を行います。

(4) 余暇活動の充実による生活の質の向上

障がい者にとって余暇活動は、楽しむ場であるのはもちろんのこと、障がい同士あるいは健常者相互の交流を広げ、深める場であるとも言えます。

また、社会とのつながりを持つことにより、本人の意識向上や生活能力向上などのエンパワメントの効果も期待できます。

このため、スポーツやレクリエーション、文化活動等を通じてより多くの社会参加の機会を提供できるよう努めるとともに、生活の質の向上を図ります。

⑦ スポーツ・レクリエーション、生涯学習

障がいのある方が、そのライフステージに応じて余暇活動を楽しむことができるよう、スポーツ、レクリエーション、生涯学習などの機会充実に努めます。

また、障がい者が自ら行う学習活動や社会参加の機会を支援します。

31 障がい者スポーツ大会などへの参加支援（障がい福祉課）

各種障がい者スポーツ大会への参加や、障がい者施設や障がい者団体などが積

極的、主体的に行う各種のスポーツ教室を支援します。

現 状 (平成25年度)	県大会参加選手の送迎・随行：計6回 全国大会参加選手の送迎：1回
目 標 (平成31年度)	障がい者のスポーツ活動を支援します。

32 障がい者歩行訓練会〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

義肢装着者や視覚障がいがある方の社会参加を促進するため、歩行訓練などを行います。

現 状 (平成25年度)	歩行訓練会：年3回開催
目 標 (平成31年度)	<u>障がい者団体等が実施する障がい者の歩行訓練会を支援します。</u>

33 ふれあいキャンプ (障がい福祉課)

障がいのある子どもの学校休業中の余暇活動支援として、市民・学生ボランティアとの協働により、ふれあいキャンプ（日帰りキャンプ）を実施します。

現 状 (平成25年度)	年3回実施、参加者数：50人（ボランティア含む）
目 標 (平成31年度)	市民・学生ボランティアなどとの協働により、年2回以上実施します。

34 心身障がい児者レクリエーション大会 (障がい福祉課)

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、ミニ運動会やニュースポーツの紹介などを行う「心身障がい児者レクリエーション大会」を実施します。

現 状 (平成25年度)	年1回開催、参加者数：864人
目 標 (平成31年度)	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

35 当事者自主活動の促進 (障がい福祉課)

障がい者の社会参加、余暇支援などを一層推進するため、障がい者福祉団体等が行う自主活動の周知を支援し、障がい者及び支援者の学習や交流機会の拡大を図ることにより、自主活動の促進と活性化を図ります。

現 状 (平成25年度)	【事業内容改定】（改定前：当事者自主活動の支援） 当事者保護者会との意見交換を随時実施 地域活動支援センターを活用した余暇支援活動の実施
-----------------	--

目 標 (平成31年度)	障がい者福祉団体等が実施する自主活動の情報提供を行います。
-----------------	-------------------------------

36 多様な学習事業の推進 (中央公民館)

障がい者を含めた市民の学習意欲にこたえるため、公民館において市民大学講座、市民アカデミー、自主事業などの各種講座を開催します。

現 状 (平成25年度)	中央公民館：市民大学講座 6 講座、市民アカデミー講座 6 講座、講演会 2 事業 地区公民館：高齢者学級 25 学級、家庭教育学級 25 学級、児童・生徒地域参加事業 25 事業、団塊の世代教室 4 事業、自主事業 326 事業
目 標 (平成31年度)	<u>公民館において市民大学講座、市民アカデミー、自主事業などの各種講座を開催し、障がい者を含めた市民が学習に参加する機会を提供します。</u>

○ 手話ダンスによる健康づくり事業 (スポーツ課) 【新規】

手話とダンスを掛け合わせた手話ダンスが運動・スポーツのきっかけづくりとなるよう、手話ダンスグループによる公演やワークショップ(体験型講座)を実施します。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>ワークショップへの参加者が習得した手話ダンスを地区レクやイベントなどで披露し広めることで、子どもから高齢者、障がい者までが気軽にできる運動として手話ダンスに取り組みます。(手話ダンスの発表回数：年 10 回)</u>

○ 平塚市民・大学スポーツ交流フェスタ (スポーツ課) 【新規】

市内に所在する大学(東海大学、神奈川大学)と各種スポーツやニュースポーツを通して交流を図り、生涯スポーツの普及・発展に寄与します。

- ・ロードレースでは、視覚障がい者部門を設けるなど大会参加への機会を提供しています。(一般部門は誰でも参加可)
- ・ニュースポーツの紹介では、グラウンドゴルフなど障がいの有無にかかわらず誰でも気軽に親しめるような種目を体験できます。

現 状 (平成25年度)	【新規】
目 標 (平成31年度)	<u>障がいの有無や程度にかかわらずフェスタに参加し、スポーツやレクリエーションを主体的に楽しみます。</u>

基本目標 2 地域生活支援の充実

(5) 保健福祉施策の推進

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な保健福祉サービスを利用することが必要です。また、健康診断等による障がいの予防、早期発見も重要となります。

平成 25 年度に本市が実施したアンケート調査によると、何らかの介助を必要としている方は、介助を必要としていない方の約 2.8 倍に上っており、今後も引き続き障害福祉サービスをはじめとする保健福祉施策の必要性が高まってくるものと考えられます。

このため、ライフステージに応じた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの主体的利用に不可欠な相談支援、情報提供の体制強化を推進します。

なお、具体的な障害福祉サービス等の数値目標については、「第 3 編 障害福祉サービスに関する計画」に掲載しています。

⑧ 保健・医療制度の充実

障がいや疾病などの早期発見や保健指導を推進します。また、障がい者に対応した歯科診療体制の充実に努めます。

37 母子健康診査事業 (健康課)

妊婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見とともに、疾病などの発生予防や保健指導による育児支援を行います。

現 状 (平成25年度)	妊婦健診受診者：延 25,870 人 (受診率 87.2%) 乳児健診受診者 4 か月児健診：2,058 人 (94.4%) 8～10 か月児健診：2,039 人 (90.2%) 幼児健診受診者 1 歳 6 か月児健診：2,055 人 (94.8%) 3 歳児健診：2,130 人 (90.2%) 健診フォロー教室延参加者数：1,631 人
目 標 (平成31年度)	受診率の向上：妊婦健診受診率 95%以上、 1 歳 6 か月健診受診率 94%以上、

	3歳児健診受診率90%以上、未把握者0% 精密検査や経過観察など、受診後のフォローを充実します。
--	---

38 健康診査事業 (健康課)

がんの早期発見や適切な指導を行うため、各種がん検診を実施します。

現 状 (平成25年度)	各種がん検診受診者:41,743人(受診率14.1%)
目 標 (平成31年度)	受診者数:38,500人

39 障がい者歯科二次診療 (健康課)

障がい者の歯科診療機会を確保するため、(一社)平塚歯科医師会と協力して、障がい者二次診療所を設置します。

現 状 (平成25年度)	診療者数:1,088人 回数:週2回(毎週木・土曜日) 場所:平塚市保健センター
目 標 (平成31年度)	障がい者の歯科二次診療を推進します。

⑨ 情報提供・相談体制の充実

障がい者が、自らの意思に基づいて自立的に医療・保健・福祉サービスを利用する際には、適切な情報提供や専門的な相談窓口が不可欠なことから、多様な情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、アンケート調査などの方法により、障がい者のニーズ把握に努めます。

40 点字広報紙・声の広報紙(録音テープ)の発行 (秘書広報課)

視覚障がいがある方にも円滑に情報提供ができるよう、広報ひらつかの点字版及び録音テープを発行します。

現 状 (平成25年度)	点字広報紙:月2回、声の広報紙:月2回発行
目 標 (平成31年度)	点字広報紙を月2回・声の広報紙を <u>月2回</u> 発行します。

41 きめ細やかな情報提供の推進 (障がい福祉課)

障がい者福祉関連の情報提供について、障がい特性に応じた配慮を行うとともに、庁内各課から発信される情報についても同様の配慮が推進されるよう、働きかけを行います。

現 状 (平成25年度)	計画改定に伴うアンケート調査において、視覚障がい者へ送付したものに音声コードを貼付した。また、知的障がい者へ送付したものはルビと平易な表現で作成した。 平成24年9月に嘱託員の手話通訳者を雇用し、各課の窓口業務等に派遣できる旨の周知を行った。
目 標 (平成31年度)	障がい福祉課作成の視覚障がい者向けの通知・資料などへの音声コード貼付の推進 障がい福祉課作成の知的障がい者向け通知・資料などの表現の工夫 市主催の講演会などへの手話通訳者配置の推進

42 相談支援事業所の運営〔地域生活支援事業〕（障がい福祉課）

3か所の相談支援事業所において、障がい者やその家族からの生活などに関する相談に対し、障がい特性に応じたきめ細やかな対応を図り、障害福祉サービスのあっせんや事業所の紹介などを行います。

また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの「はざまの障がい」に対応するため、専門の相談員を配置します。

現 状 (平成25年度)	相談件数（延べ件数） ソレ平塚生活支援センター（身障）：3,861件 サンシティひらつか（知的）：6,112件 ほっとステーション平塚（精神）：7,345件
目 標 (平成31年度)	相談体制を充実するとともに、サービス提供事業所や関係機関と連携し、きめ細やかな対応を推進します。

43 保健福祉総合相談窓口の充実（福祉総務課）

市民からの高齢者、障がい者、児童などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。

現 状 (平成25年度)	相談件数：1,961件
目 標 (平成31年度)	相談体制を充実し、行政機関、地域の関係機関・団体などとの連携を推進します。

44 障がい福祉相談への支援（障がい福祉課）

市が委嘱する障がい福祉相談員（平成25年度に県から移管）が、障がい者の更生援護に関する相談を受け、関係機関と連携をとりながら相談・指導を行います。

現 状 (平成25年度)	障がい福祉相談員：19人 相談件数：2,793件 研修の実施：年1回
目 標 (平成31年度)	年2回程度障がい福祉相談員に対する研修を実施するなど、相談員の資質向上に努め、障がい福祉相談を支援します。

45 更生巡回相談への支援 (障がい福祉課)

県が実施する更生巡回相談について、県との協働により相談を受け、必要な支援を行います。

現 状 (平成25年度)	年12回実施 (車いす・装具相談12回) 年3回広報ひらつかにて実施を周知
目 標 (平成31年度)	更生巡回相談の実施に向け周知を行います。

46 市民病院における相談援助業務 (看護科)

市民病院退院支援・医療相談室において、保健・医療分野におけるソーシャルワーカーが、社会福祉の立場から、市民病院の患者・家族などが抱える経済的・心理的・社会的問題などの解決及び調整のため、相談援助業務を行います。

現 状 (平成25年度)	退院支援・医療相談室での医療福祉相談件数：6,360件
目 標 (平成31年度)	関係機関と連携を密にしながら相談援助業務を推進し、障がい者福祉の向上に努めます。

47 こころと命のサポート事業 (福祉総務課)

「悩みをひとりで抱え込まずに相談すること」が自殺を防ぐことにつながるという観点から、相談窓口一覧について幅広く情報提供することで、自殺対策の普及啓発を推進します。

現 状 (平成25年度)	「気づいてくださいこころのサイン」(相談窓口案内) 地区民生委員児童委員、全小中学校、高等学校、各種団体等へ配付 研修会、街頭キャンペーン等で配布 病院、薬局、歯科医院、公共施設へ配架 広報ひらつか、ホームページ、FM湘南ナパサ等を活用した広報活動を実施
目 標 (平成31年度)	「市民の皆さんが悩みを相談できる窓口案内」等を活用し、相談窓口等の情報を幅広く提供します。

48 障がい者の自己選択促進 (障がい福祉課)

福祉制度の利用についても自己選択・自己責任が求められるようになったことから、障がい者や家族が、可能な限り自己選択できるよう、的確な情報提供などを行います。

現 状 (平成25年度)	障害者総合支援法の実施による障害福祉サービス等の制度について、障がい者団体、事業者などに対し説明会・研修会、各種制度の見直しを実施し、的確な情報提供をした。
目 標 (平成31年度)	障がい者団体などからの要請に応じて、職員を派遣し、的確な情報提供を推進します。

49 障がい者福祉ニーズ調査（障がい福祉課）

保健福祉サービスの展開や地域福祉活動の方向性を検証するため、障がい者福祉施策に関する要望などを調査します。

現 状 (平成25年度)	平成 27 年度に実施する第 3 期計画の策定作業に先立ち、対象者から抽出した障がい者 2,300 人と無作為抽出の 20 歳以上の健常者 600 人に対しアンケートを実施 有効回答：障がい者 1,338（回答率 59.2%）、健常者 234（回答率 39.0%）
目 標 (平成31年度)	計画の改定時期などにあわせ、障がい者福祉施策に関する要望などを調査し、施策事業の充実に努めます。

50 職員の研修（福祉総務課）

複雑・多様化する保健福祉相談に専門的に対応するため、職員研修の充実に図ります。

現 状 (平成25年度)	保健福祉研修：基礎研修 11 回、施設見学 1 回、応用研修 7 回
目 標 (平成31年度)	保健福祉研修：基礎研修：12 回、応用研修 6 回

⑩ 経済的支援の充実

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、各種手当の支給や公共料金の減免など、経済的負担を軽減するための制度の運用を適切に行います。

こうした経済的な支援について、社会経済情勢や国・県による所得保障施策、受給者数の動向などを踏まえ、より効果的・効率的な支援の在り方を検討することとします。

51 障害基礎年金・特別障害給付金の支給（保険年金課）

日常生活に著しい制限を受ける障がいが生じた方に、関係法令などに基づいて障害基礎年金や特別障害給付金を支給します。

現 状 (平成25年度)	障害基礎年金（年間） 支給額：1 級障害990,100円、2 級障害792,100円 受給者数：3,301人 特別障害給付金（月額） 支給額：1 級障害50,700円、2 級障害40,560円 受給者数：24人
-----------------	--

目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な支給を推進します。
-----------------	-------------------------------------

52 各種手当の支給 (障がい福祉課・こども家庭課)

在宅重度障がい者などの経済的生活の安定のため、関係法令などに基づいて、各種手当を支給します。

現 状 (平成25年度)	障害児福祉手当：月額14,180円、受給者数139人 特別障害者手当：月額26,080円、受給者数164人 経過的福祉手当：月額14,180円、受給者数19人 平塚市心身障害者福祉手当：月額3,000円、受給者数6,379人 特別児童扶養手当：月額33,330円又は50,050円、受給者数389人
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な支給を推進します。

53 重度障がい者医療費の助成 (障がい福祉課)

重度障がい者の健康の保持・増進を図るため、医療機関で診療を受ける場合の保険対象医療費の自己負担分について助成します。

現 状 (平成25年度)	助成件数：181,718件
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な給付を推進します。

54 市営住宅への入居の優遇 (建築住宅課)

障がい者、高齢者、ひとり親世帯などについて、市営住宅への入居機会が多くなるよう優遇措置を行います。

現 状 (平成25年度)	世帯向けの市営住宅の入居者募集時に優遇枠を設定 (合計8戸)
目 標 (平成31年度)	市営住宅の入居者募集時に優遇枠を設定します。

55 市営住宅駐車場利用の優遇及び駐車場使用料の減免 (建築住宅課)

障がい者のために利用する自動車などについて、市営住宅駐車場の利用を優遇し、市営住宅駐車場使用料を減免します。

現 状 (平成25年度)	減免件数：30件
目 標 (平成31年度)	減免規定に基づき、適正な利用優遇及び使用料の減免を実施します。

56 公共下水道使用料の減免制度の周知 (下水道経営課)

条例の規定に基づいて、公共下水道使用料の基本使用料金相当額の減免を行います。

現 状 (平成25年度)	市のホームページや料金案内による制度の周知 減免登録者数：身体障がい者 2,595 世帯 知的障がい者 349 世帯 精神障がい者 571 世帯
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などにより周知を推進します。

57 市税の減免制度などの周知 (納税課)

法律や条例などの規定に基づき、市税の減免などについて周知を行います。

現 状 (平成25年度)	制度案内冊子などによる制度の周知
目 標 (平成31年度)	市税に関する制度案内の中で、減免制度などの周知を行います。

⑪ 社会資源の充実

地域で生活する障がい者のニーズに幅広く対応するためには、身近に多様な社会資源があり、その人らしい生き方ができるよう、支援体制が整備されていることが大切です。

障がい者の社会参加や地域での支え合いの場として大きな役割を果たしている地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所に対して、より安定した事業を展開できるよう運営を支援するとともに、障がい者及び支援者のネットワークとなっている障がい者福祉団体等の活動に対して助成を行います。

58 障がい者福祉団体などへの助成 (障がい福祉課)

障がい者福祉団体・原爆被災者の会の健全育成を図るため、団体の活動について助成します。

現 状 (平成25年度)	助成対象：12団体 (障がい者団体連合会及びその加入団体（10団体）、原爆被災者の会、地域作業所連絡会)
目 標 (平成31年度)	障害者団体連合会などへ加入している団体へ、適正な助成を推進します。

59 障害者地域作業所の運営支援及び法定事業への移行支援 (障がい福祉課)

【終了】

在宅障がい者の地域生活を支える障害者地域作業所が、柔軟性・即応性といった役割や特性を維持しつつ、地域活動支援センターをはじめとした、障害者自立支援法に規定するサービス提供事業所へ移行することについて支援します。

現 状 (平成25年度)	移行事業所数：20か所
目 標 (平成31年度)	柔軟性・即応性を生かした活動が推進されるよう、研修会等を実施するとともに、専任の担当者を配置し、円滑に移行できるよう支援します。【終了】

60 地域作業所移行型地域活動支援センター事業〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

障害者地域作業所から移行した地域活動支援センターにおいて、従来の障がい者の地域生活の拠点としての役割を活かし、創作的活動や生産活動、社会との交流などの日中活動を通じて、障がい者が地域において自立した生活を営めるよう支援します。

現 状 (平成25年度)	事業所数：20か所
目 標 (平成31年度)	<u>障がい者の地域生活の拠点となる地域活動支援センターの運営が円滑に行われるようにするため、活動を支援します。</u>

61 障がい者自立支援協議会の運営〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

相談支援事業所を中核とした地域自立支援協議会において、関係機関によるネットワークの構築や、地域社会資源の開発・改善などについて協議・検討を実施し、サービスの向上や地域生活の充実を図ります。

現 状 (平成25年度)	自立支援協議会の開催：3回 障がい別の分科会・計画相談支援分科会及び就労支援検討部会にて計画相談支援など様々な課題を協議
目 標 (平成31年度)	自立支援協議会において、専門性に応じた部会ごとにネットワークの構築や地域生活の充実を推進します。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

(6) 福祉のまちづくり

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していくためには、まち全体を障がい者にとって安全かつ快適に利用できるものにしていく必要があります。

平成25年度に本市が実施したアンケート調査によると、外出の頻度については、ほぼ毎日の方が約3分の1となっています。また、外出の支援については、同居の家族と外出している方が最も多く、次いで多い介助なし（単独）で外出している方とあわせると大部分を占めています。このことから、安全、快適に外出できる環境を整えることが必要になるものと考えられます。

このため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などの関係法令に基づき、福祉的に配慮されたまちづくりを推進します。

⑫ 障がい者にやさしいまちづくりの推進

バリアフリー新法や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などの関係法令に加え、平塚市バリアフリー基本構想などの個別計画に基づき、福祉的に配慮された街づくりを推進します。

また、小中学校や市営住宅において障がい者を受け入れられるよう、必要な改修などに努めます。

62 障がい者にやさしいまちづくり事業（障がい福祉課）【終了】

障がい者にやさしいまちづくりのための指針を策定し、公共施設、商店街など、指針に沿った整備を促進します。

現 状 (平成25年度)	本事業の元となるモデル地区整備計画は、平塚市バリアフリー基本構想の中に吸収する形で発展的解消
目 標 (平成31年度)	モデル地区整備計画に基づき、公共的施設などの通路、トイレなどを整備します。また、モデル地区整備計画について、見直しを検討

	します。【終了】
--	----------

63 ノンステップバス推進事業（交通政策課）

バスを利用する高齢者や障がい者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を促進します。

現 状 (平成25年度)	【改定新規】
目 標 (平成31年度)	バス事業者がノンステップバスを導入する際に、その費用を補助します。

64 歩道のバリアフリー化事業（道路整備課）

障がい者や高齢者が安心して歩けるように、歩道の段差解消や点字ブロックの整備について、交通バリアフリー基本構想に基づき、関係組織との協議の上、バリアフリー整備工事等に併せて実施します。

現 状 (平成25年度)	整備内容：段差解消 124 箇所、点字ブロック 254.4 m ² 、 道路防護柵 173.0m
目 標 (平成31年度)	<u>点字ブロックの設置など路線延長 2,000m（重点整備地区など） （平塚市バリアフリー基本構想に準じる。）</u>

65 各学校校舎改修事業（教育施設課）

障がい児を含めた児童・生徒及び学校利用者の安全確保と教育環境向上のため、校舎などのバリアフリー化を推進します。

現 状 (平成25年度)	トイレ手すり設置：20校、階段・廊下手すり設置：14校、 スロープ設置11校、トイレ改修：36校
目 標 (平成31年度)	障がい児の入学などにあわせて、順次必要な改修を実施します。

66 市営住宅整備事業（建築住宅課）

障がい者、高齢者が安心して生活できるよう、1階の階段付近に手すりを設置し、住宅敷地内の段差を解消します。

現 状 (平成25年度)	全市営住宅に階段手すり設置済み 車いす対応住宅内への手すり設置（9戸）
目 標 (平成31年度)	<u>段差への手すり設置などによる修繕を行うことにより、市営住宅のバリアフリーを進めます。</u>

67 放置自転車等対策事業（交通政策課）

自転車等の放置により、障がいの有無にかかわらず歩行等の妨げとなっている

ことから、平成 22 年 1 月に策定した「平塚駅周辺の駐輪対策について」に基づき、「自転車等駐車場の整備」、「放置自転車の撤去徹底」、「駐輪マナーの向上」を推進し、放置自転車の解消を図ります。

現 状 (平成25年度)	放置自転車撤去数：5,373 台、返還数：3,270 台、処分数：1,530 台
目 標 (平成31年度)	自転車等駐車場を整備し、駐輪を促すとともに、放置自転車の撤去を徹底して歩行者通路の確保を図ります。

⑬ 移動・交通対策の推進

障がい者の日常生活上必要な外出や積極的な社会参加を支援するため、移動手段の確保、交通運賃の軽減などを行います。

68 タクシー利用料金の助成 (障がい福祉課)

在宅重度障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を進めるため、タクシー利用料金について助成します。

現 状 (平成25年度)	タクシー利用券の交付：32,412枚
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進します。

69 福祉有償運送の適正化・円滑化の推進 (福祉総務課)

障がいなどにより単独で公共交通機関の利用が困難な人の外出を支援するため、NPO法人などが行う福祉有償運送の適正化・円滑化を推進します。

現 状 (平成25年度)	運営協議会：3回開催 新規登録団体：1法人、更新登録団体：1法人 (各市内事業者)
目 標 (平成31年度)	福祉有償運送事業者の適格性を審査するとともに、利用者の利便性・安全性の確保に努めます。

(7) 災害への対応

障がい者は、災害時における避難行動が困難であるなど、いわゆる「避難行動要支援者」になる可能性が高いものと考えられます。

本市では、平成 26 年度に「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。この中で、障がい者や高齢者をはじめとする避難行動要支援者について、その支援の必要性に応じた個別計画を作成することとしています。

この計画により、地域との連携を強化するとともに、防災訓練への参加促進などを通じて障がい者の防災意識向上に努めます。

⑭ 災害対策の推進

障がい者を含む避難行動要支援者の支援体制を整えるため、「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づく地域との連携を強化するとともに、急病や交通事故などに備えた施策の充実に努めます。

70 避難行動要支援者登録制度の推進（災害対策課）

平成 26 年 8 月に改訂した「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、障がい者をはじめとする避難行動要支援者が地域の中で支援を受けることができるよう避難行動要支援者登録制度の推進を図り、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と要支援者情報を共有することで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

現 状 (平成25年度)	【事業内容改定】（改定前：災害時要援護者対策の推進）
目 標 (平成31年度)	<u>避難行動要支援者登録制度を積極的に周知し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進し、個別計画の策定について一層の促進を図ります。</u>

71 ろうあ者 119 番の設置（消防総務課）

聴覚障がいのある方などからのファクシミリによる 119 番通報を継続して運用します。さらに、e メール 119 番通報システムの導入を視野に入れ検討します。

現 状 (平成25年度)	ホームページ（消防ホームページ）等による周知を推進 F A X 緊急通報件数：0 件
目 標 (平成31年度)	ファクシミリによる 119 番通報の方法を周知します。 さらに、携帯電話やインターネット等の急速な普及に対応するため

	eメール119番通報システムの導入について調査及び検討します。
--	---------------------------------

72 交通安全教室の実施 (交通政策課)

生涯にわたる交通安全意識の向上のため、幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を開催します。

現 状 (平成25年度)	実施回数：215回、参加者数：19,282人 (うち養護学校 実施回数：4回、参加者数：218人)
目 標 (平成31年度)	交通安全教室の実施により、交通ルールの順守や交通マナーの向上を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが交通安全を心掛けるような環境づくりを推進します。